

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
会計局 会計総務課	<p>職員が会議出席のため出張していたが、旅行命令手続きを行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="471 499 1481 617"> <thead> <tr> <th>旅行日</th> <th>出発地</th> <th>目的地</th> <th>用務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年1月23日</td> <td>大手前庁舎</td> <td>東大阪市荒本北1-2-1</td> <td>会議</td> </tr> </tbody> </table>	旅行日	出発地	目的地	用務	平成30年1月23日	大手前庁舎	東大阪市荒本北1-2-1	会議	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の旅費に関する条例】 (旅行命令等) 第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行われなければならない。 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p> </div>	<p>管内旅行の実態を確認し、管内旅行命令の入力、当時の管理監督者の承認の上、管内旅費の追給を行った。 今後は、職員が事前に出張伺の入力を行うとともに、旅行命令権者は速やかに命令を発して、適正な旅費の支給に努める。</p>
旅行日	出発地	目的地	用務								
平成30年1月23日	大手前庁舎	東大阪市荒本北1-2-1	会議								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月5日から同月26日まで）